



厚生労働省

山口労働局

Press Release

厚生労働省山口労働局発表
令和4年9月2日(金)

担	厚生労働省山口労働局労働基準部賃金室
	室長 上田 竜夫
当	室長補佐 大塚 智
	電話 083-995-0372

報道関係者各位

山口県最低賃金を「888円」に引き上げます

— 発効日は、令和4年10月13日 —

山口労働局長(名田 裕)は、本日、山口地方最低賃金審議会(会長 濱島 清史)からの答申を受け、山口県最低賃金を令和4年10月13日から時間額888円に改正することを決定しました。

山口県最低賃金は、山口県内の事業場で働くすべての労働者(パート、アルバイト等を含む。)に適用されるとともに、使用者は、この金額よりも低い賃金で労働者を使用することはできません。

(参考)

- 1 令和4年度の最低賃金について
- 2 山口県最低賃金額の推移(過去5年分)
- 3 近隣県の令和4年度地域別最低賃金の答申状況

(参考)

1 令和4年度の最低賃金について

(1) 山口県最低賃金の改正について、令和4年7月6日に山口労働局長から山口地方最低賃金審議会に対して諮問を行った。山口地方最低賃金審議会は、山口労働局長に対し、同年8月17日に現行の時間額857円を31円引き上げて時間額888円に改正することを結論とする答申をした。これを受けて、山口労働局長は本日の審議会で行われた異議申出に関する手続きを経て、山口県最低賃金を令和4年10月13日から時間額888円とすることとした。

(2) 山口労働局では、今後、山口県最低賃金の周知を図るため、県内市町、関係団体等に周知及び監督指導等による履行確保の徹底を図ることとしている。

2 山口県最低賃金額の推移(過去5年分)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
最低賃金額	802円	829円	829円	857円	888円
対前年度上昇率	3.2%	3.4%	0.0%	3.4%	3.6%
対前年度上昇額	25円	27円	0円	28円	31円

※ 令和4年度の「31円」は、最低賃金額が時間額で決まるようになった平成14年度以降、最大の引上げ(引上げ率 3.6%)になります。

3 近隣県の令和4年度地域別最低賃金の答申状況

県名	時間額(引上額)	発効日
鳥取	854円(33円)	10月6日
島根	857円(33円)	10月5日
岡山	892円(30円)	10月1日
広島	930円(31円)	10月1日
福岡	900円(30円)	10月8日